

吉野ヶ里町障害者活躍推進計画

機関名	吉野ヶ里町
任命権者	吉野ヶ里町長 吉野ヶ里町議会議長 吉野ヶ里町教育委員会 「障害者活躍推進計画」は任命権者ごとに策定することとされているが、町として一体的な雇用管理を実施しており、本計画における目標及び取組等を共有し、町全体として計画を推進していくため、各任命権者の連名により計画を策定する。
計画期間	令和８年４月１日～令和１１年３月３１日（３年間） 計画期間内においても必要に応じて計画の見直しを行う。
吉野ヶ里町における障害者雇用に関する課題	本町は、令和７年に行った障害者任免状況通報において、法定雇用率を満たしており、複数名の障害者が勤務している。今後も引き続き、積極的な雇用を推進していくとともに、障害者の特性や個性に応じて能力を発揮ができるよう、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取組に努めていくこととする。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年６月１日時点） （各年度）当該年６月１日時点の法定雇用率以上 （参考）令和７年６月１日時点の実雇用率：2.96％ （評価方法）毎年の任免状況通報により把握及び進捗管理を行う。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報時に併せて定着率を把握
取組内容	
１．障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。（令和元年９月６日に選任済） ○障害者である職員の相談窓口を総務課に設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害のある職員について、組織内において定期的に面談を行い、職員と担当業務との適切なマッチングができているかの点検を行い、適宜検討を行う。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○職場環境について、新規採用や異動時等必要に応じて面談を行い、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院等の配慮を行う。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。